# 高齢者虐待防止のための指針

深浦町地域包括支援センター(介護予防支援事業所)

## 1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

深浦町地域包括支援センターは、高齢者虐待が人権侵害であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者の権利 擁護に資することを目的に本指針を作成し、全ての職員は高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努めることとする。

# 2 虐待の定義

本指針において虐待とは次の行為をいう。

(1)身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2)介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的 外傷を与える言動を行うこと。

(4)性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

#### 3 高齢者虐待防止検討委員会

- (1)深浦町地域包括支援センターは、高齢者虐待の防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。
- (2)委員会の委員長は管理者が務める。
- (3) 虐待対応担当者は社会福祉士が務める。
- (4)委員は、地域包括支援センター職員で構成する。
- (5) 委員会は各年度1 回以上、委員長の招集により開催する。虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

- (6)委員会の検討事項は次の通りとする。
  - ① 虐待防止のための指針の整備に関すること
  - ② 虐待に対する基本理念、行動規範及び職員への周知に関すること
  - ③ 虐待防止のための研修計画策定に関すること
  - ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
  - ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
  - ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

#### 4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1)職員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) 研修は年1 回以上実施する。また、研修参加者は包括職員に限定せず、町内の介護 保険サービス事業所における介護従事者も参加可能とする。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し保存する。

## 5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに所内で共有するとともに、必要に応じて事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、町関係部署および警察、関係機関等の協力を仰ぎ、被虐 待者の権利と生命の保全を最優先する。

#### 6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、3(3)で定められた高齢者虐待防止担当者とする。
- (2)利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、速やかに所内で共有し、解決に努める。
- (3) 虐待が発生した場合の対応については、『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための擁護者による高齢者虐待対応の手引き(社団法人日本社会福祉士会)』に沿って対応する。

## 7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

# 8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が 生じないよう細心の注意を払って対処する。

# 9 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

## 10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加 し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

## 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。